

Corporate Social Responsibility

企業倫理に関する情報

▶企業倫理の取り組み

NTT西日本グループでは、お客様に「安心」「安全」「信頼」のサービスを提供するため、企業倫理の確立に向けて、企業倫理委員会の設置、担当役員の任命、企業倫理推進室の設置、ヘルプライン設置、全社員を対象とした研修、意識調査の実施等、各種施策を積極的に展開しています。

企業倫理憲章

NTT西日本グループに就業するすべての者（役員、社員、人材派遣社員等）の企業倫理の確立に向けた具体的行動指針として、「企業倫理憲章」を掲げています。

本憲章は、以下の4つの視点から構成されています。

- 1.すべての役員及び社員が不正・不祥事を起こさないよう、公私を問わず常に高い倫理観を持って行動する。
- 2.日常の行動を通じて不正・不祥事の予防に努める。
- 3.不正・不祥事を早期に発見し、かつ隠蔽することなく顕在化させる。
- 4.不幸にして不正・不祥事が発生したときは、グループ一体となって公明・正大かつ迅速に対処する。

なお、本憲章を浸透させるために、ポケットカードを作成し人材派遣社員等を含む全社員が常に携行しています。



企業倫理憲章ポケットカード

企業倫理推進体制

NTT西日本グループでは、企業倫理の確立に向けグループ各社において企業倫理委員会を設置し、代表取締役クラスの役員を企業倫理委員長に任命するとともに、ヘルプラインの運営、具体的施策の展開等、企業倫理を専断的に推進する組織として企業倫理推進室を設置しています。

ヘルプライン（相談窓口）の設置

企業倫理上の問題を早期に発見し、また、その問題解決を図るために、現場とのホットラインとして「企業倫理ヘルプライン（相談窓口）」を設置しています。

【社内窓口:各社企業倫理推進室 社外窓口:持株会社が委嘱する弁護士事務所】

この窓口は、社員、派遣社員等が規範に違反した行為、または違反するおそれのある行為を知った場合に申告できるものです。

例えば、「社内で企業行動を逸脱する行為を発見した。」「不正をしている。」といったような申告に対し、秘密を厳守しつつ事実調査、問題解決を実施します。

また、相談者は申告したことによって不利益を受けることは一切ありません。

啓発・教育

企業倫理意識の醸成のため、毎年10月を「企業倫理推進月間」と定め、企業倫理意識調査、企業倫理に関するテスト設問の提供による知識付与等を実施するとともに、毎月15日を「企業倫理の日」とし、過去に発生した具体的事例を各職場のミーティングにおいて周知・注意喚起を行うことにより、再発防止に努めています。

また、啓発用ポスターを全職場フロアに掲示し、通年的に意識の醸成に取り組んでいます。

社員教育としては、グループの経営トップ層を対象とした「トップセミナー」、管理者層を対象とした「職場推進リーダー研修」、並びに人材派遣社員を含めた全社員を対象に「企業倫理研修」などの各種研修を実施し、社員個人の企業倫理に関する認識を深めています。

意識調査

人材派遣社員を含めた全社員を対象に「企業倫理診断システム」により企業倫理に関する意識調査を実施し、各種施策の展開による企業倫理の浸透度合いの検証を行うとともに、社員の意識の高揚を図っています。

また、検証結果に基づき、浸透度の低い組織への重点指導など、各種浸透施策を展開しています。



啓発ポスター